

2024年10月3日

報道機関各位

関西学院大学アメリカンフットボール部

部長 池埜聡

監督 大村和輝

ディレクター 小野宏

日本アメリカンフットボール協会による 本学 U20 代表選手への処分に関する 最終的な対応について

日本アメリカンフットボール協会（以下、日本協会）より、本学選出の U20 日本代表選手のうちの 5 人に対して 8 月 30 日に発表された処分について、その後、日本協会から当該選手および弊社に対して処分理由の根拠が説明され、当該選手に倫理懲罰規程に基づく弁明の機会が与えられました。弊社からも見解を伝え、処分内容、処分理由が一部修正されました。こうした経過を経て、弊社としての当該選手に対する最終的な対応を決定しましたので、以下にご報告いたします。

なお、日本協会と弊部は立場や状況の違いから認識・判断が一部異なる点がございます。その点も含めて以下の内容を説明させていただきます。

また、この説明については日本協会にも了解していただいております。

1. 8 月 30 日発表からの経緯

- 8 月 30 日 日本協会から処分通知書が当該選手と部に届き、同協会が HP 上で処分を発表。これを受けて部として報道説明会を開催。
- 9 月 4 日 部の要請に基づいて、日本協会が部に対して 5 人の処分理由の根拠等を説明（口頭）
- 9 月 6 日～ 部として当該 5 人へ改めてヒアリングして事実確認
- 9 月 9 日 部が日本協会に対して質問と要望を記した文書を提出
- 9 月 11 日～ 日本協会が 4 人（希望しなかった選手 C を除く）に聴聞（弁明の機会）
- 9 月 14 日～ 部として 5 人以外の部員にもヒアリングして事実確認
- 9 月 20 日～ 部としての処分案を 5 人に提示し、面談
- 9 月 22 日～ 5 人が部に反省文を提出し、面談
- 9 月 24 日～ 5 人が日本協会に反省文を提出
- 9 月 30 日 日本協会から調査報告書および質問・要望に対する回答が部に届く。
- 10 月 1 日 日本協会の理事会（9 月 30 日開催）で、8 月 30 日発表の処分内容・理由等について一部見直しがあり、修正された処分通知書が届く。
- 10 月 2 日 新たな処分通知書の内容等を勘案し、部としての対応（処分内容等）を最終決定。5 人に正式に通知

2. 日本協会による処分内容の一部修正

日本協会が本日発表した処分等の内容は、8月30日発表内容から一部修正があり、前回「処分」としていたものが「処分」と「是正・再発防止措置」に分かれています。

選手A、選手Bの2人に関しては、「是正・再発防止措置」として部への勧告がなされています。選手C、D、Eには本人に対する「是正・再発防止措置」だけで部に対する勧告は含まれていません。

3. 当該選手に対する部としての対応

<選手A>

【日本協会の対応】

本人に対する処分) 日本代表資格無期限停止

是正・再発防止措置) 部に対する勧告として、無期限活動停止

倫理懲罰規程違反の事実) (1) vapeの購入・使用 (2) 大麻の蓋然性のある物質の所持・使用 (3) 毛髪検査の拒否および頭髪の丸刈り

【部としての対応】

部としての処分) 無期限活動停止

部としての処分理由)

部として最も重く考えているのは、本人が日本協会による毛髪検査を拒否し、大麻使用の有無を厳密な科学的根拠に基づいて明確に判断することができなくしてしまった点にある。また、本人は大会期間中にニコチン入りのvape（水蒸気を用いた電子タバコの種類）の購入・吸引を行っていた。特に吸引については9月6日になって初めて話すなど、部の初期の聞き取りでは情報を十分に開示しておらず、部の公正さや信頼を損ねることにもつながった。

これらを踏まえ、部としては日本協会の毛髪検査を拒否した8月10日からすでに「無期限活動停止」の仮処分を下しているが、正式に「無期限活動停止」を10月2日に本人に通知した。

なお、日本協会は、処分理由(2)の「大麻の蓋然性のある物質の所持・使用」の根拠として、大麻成分含有を示した商品を本人の部屋等で見たという複数の証言などを挙げている。部としては、疑いのある情報を得ているものの、本人が大麻の所持・使用を一貫して否定していること、帰国後の尿検査が陰性であったこと、物的証拠（動画・写真等を含む）がないこと、代表選手の日本協会への証言の詳細が証言者保護の観点から部として確認できないことなどから、「大麻の蓋然性のある物質の所持・使用」については判断を留保する。

今後の対応方針)

部としての本人に対する具体的な対応は現時点では定めていない。今後の対応については時間をかけて検討する。活動再開に向けたプロセスについても、部員とも協議しながら決定していく。

なお、選手Aの置かれた困難な状況を理解し、本人が主体的な学生生活を送ることができるように部と大学（所属学部や学生生活支援機構等）が協力して支えていく。その中で、vape吸引と開示の遅れ、そして毛髪検査を拒否したことについては、二度と同じことを

起こさないように内省を深め、今回の経験を成長の糧にできるように、大学とともにその環境を整える。

<選手B>

【日本協会の対応】

本人に対する処分) 日本代表資格停止2年間

是正・再発防止措置) 部に対する勧告として、試合出場停止6か月間

厳重注意、反省文提出、プレゼンテーションの実施

倫理懲罰規程違反の事実) (1) vapeの購入・使用 (2) ①大麻の蓋然性のある物質の廃棄②関係者への口止め③当該物質を撮影した者に対し、画像の削除・廃棄の懲罰④日本協会が帰国後に代表メンバーに調査した際に虚偽の回答をするよう懲罰、などによって証拠隠滅を図った。

【部としての対応】

部としての処分) 試合出場停止 2024年秋季

部としての処分理由)

(1) については、果実フレーバーのvapeを購入し、最終日に吸引したことを認めている。これが大麻を含有するものでないことは、帰国後の部による尿検査の陰性、日本協会による毛髪検査で陰性であったことから明確である。しかし、この行為は参加同意書の活動心得に記されている喫煙の違反に準ずるものと考え。心得にはvapeの禁止は明示されていないが、代表チームの指導者からは喫煙や違法薬物について繰り返し注意をされており、代表選手として紛らわしい行為をするべきではなく、自覚に欠けていたと言わざるを得ない。

(2) については、本人は最終日に選手Eの部屋で、同室の選手(他校選出)などによって選手Aや選手Eが大麻を吸引したのではないかと疑われた際に、他選手から要請を受けてこの部屋に入り、室内にあった物品(選手Dが米国代表選手から「ウイニングシガー」としてもらった葉巻(たばこ状)や所有者不明のvapeリキッドと思われる物品等)を発見し、問題が大きくなることを恐れ、自らは大麻であるかどうか判断がつかないまま建物外に持ち出して廃棄した(選手Aと選手Eは寝ていた)。また、その後、代表選手の一人(他校選出)が、その物品等を撮影したのを知り、翌日に撮影者に画像または動画の消去を依頼した。また、帰国後は動画等が転送された代表選手に対しても電話で消去を依頼した。

大麻ではないかと疑いをかけられた物品を廃棄したことは、同じ大学の仲間を守ろうと咄嗟の判断でしたと述懐しているが、結果として、問題となる物品を隠滅したととられてもやむを得ない行動であったと解される。

本来は、複数の代表選手から大麻使用の疑いをかけられた時点で、すぐにチームの指導者に連絡をして対応を仰ぐべきであった。

また、日本協会が代表メンバー全員に対してアンケート調査を実施することが通知された後、LINEで複数の選手に連絡した際に、1人の選手へのLINEメッセージは、疑惑を否定する回答を誘導しようとしたと取られても仕方のない内容が含まれていた。

本人は、帰国後の部による尿検査、日本協会の毛髪検査のいずれも陰性で、大麻使用の

可能性がないことは明確である。しかし、最終日に複数の選手から疑惑が寄せられた場面でどのような行動をとるべきだったかについては深い内省と自戒が必要である。

加えて、部の初期の聞き取りでは情報を完全に開示しておらず、部の公正さや信頼を損ねることにもつながった。

これらを総合的に勘案し、部として2024年度秋季の試合出場を停止することを10月2日、正式に本人に通知した。

今後の対応方針)

部としては、最終日に本人が直面した状況において、代表選手として、また部の一員としてどのような行動が適切だったか、はチームの本質に関わる重要なテーマだと考える。

混乱した状況に遭遇し、じっくりと考える余裕のない中、何が正しい行動かを即座に判断することは社会経験の乏しい大学生にとっては容易なことではない。

しかし、この時に公正さを優先して指導者に連絡していれば、本件はより明確な形で解決がなされていたはずである。部が大切にしてきた「堂々と勝ち、堂々と負けよ」という精神を改めて学び、このような場面でも何も隠さずに正直に対応するという信条を身に着けてもらいたい。本人は当時の行為を深く悔悟している。部としてもこうした部の根幹となる精神を涵養できていなかったこと、教育・指導の不足を深く反省している。本人に対して2024年度秋季の試合出場停止という厳しい処分を科すこととなるが、本人だけでなく、指導者や他の部員とともに部全体が本件について内省し、部の信条を再確認する。また、全部員がその過程で今後の人生の指針を見出せるよう部として取り組む。

部として本日以降、活動再開を認める（本人は7月3日から活動停止となっていた）。今後、日本協会の面談を受ける。

<選手C>

【日本協会の対応】

本人に対する処分) 日本代表資格停止1年間

是正・再発防止措置) 厳重注意、反省文提出、プレゼンテーションの実施

倫理懲罰規程違反の事実) vapeの購入・使用

【部としての対応】

部としての処分) 厳重注意

部としての処分理由)

vapeを現地で購入し、最終日の大会終了後に屋外で吸引した。果実フレーバーのvapeであり、大麻成分が含まれていないことは大会後の部による尿検査が陰性で、協会による毛髪検査も陰性であったことから明確である。しかし、代表チームとして喫煙や違法薬物についての注意を受けており、紛らわしい行為は避けるべきであり、代表選手としての自覚に欠ける行為であった。加えて、部の初期の聞き取りでは情報を完全に開示しておらず、部の公正さや信頼を損ねることにもつながった。部として10月2日、正式に本人に通知した。

今後の対応方針)

部として本日以降、活動再開を認める（本人は7月3日に活動停止となり、毛髪検査が陰性と判明した8月14日から活動を再開したが、8月30日の日本協会発表後、再び活動停止と

なっていた)。今後、日本協会の面談を経て、試合への出場を認める。

<選手D>

【日本協会の対応】

本人に対する処分) 日本代表資格停止1年間

是正・再発防止措置) 厳重注意、反省文提出、プレゼンテーションの実施

倫理懲罰規程違反の事実) 巻きたばこ状の「シガー」を他室に使用目的で持参した。

【部としての対応】

部としての処分) 注意

部としての処分理由)

米国戦に勝利後、米国代表選手から優勝した場合の「ウイニングシガー」として巻きたばこ状のものを3本、譲り受けた。それを自室に保有し、最終日に選手Eの部屋に使用する目的で持参した。代表チームは喫煙を禁止しており、結果として本人を含め誰も喫煙していないものの、代表選手として自覚に欠ける行動であった。なお、本人は大会後の尿検査も毛髪検査も陰性で大麻成分のあるものの使用がなかったことは明確である。部として10月2日、正式に本人に通知した。

今後の対応方針)

部として本日以降、活動再開を認める(本人は7月3日に活動停止となり、毛髪検査が陰性と判明した8月14日から活動を再開したが、8月30日の日本協会発表後、再び活動停止となっていた)。今後、日本協会の面談を経て、試合への出場を認める。

<選手E>

【日本協会の対応】

本人に対する処分) 日本代表資格停止1年間

是正・再発防止措置) 厳重注意、反省文提出、プレゼンテーションの実施

倫理懲罰規程違反の事実) (1) vapeの使用 (2) 日本協会が帰国後に代表メンバーに行った調査の際に、一部のメンバーに「何も知らない」と回答するよう慫慂した。

【部としての対応】

部としての処分) 厳重注意

部としての処分理由)

(1) のvapeの購入に付き添ったのは事実だが、本人は購入していない。日本協会の調査では本人が吸引しているのを見たという証言者がいるということだが、本人は一貫して否定している。部として、vape吸引の事実関係については判断できない。また、本人は大会後の部による尿検査は陰性で、協会の毛髪検査も陰性であり、大麻を使用していないことは明確である。ただし、選手Aの購入に付き添ったこと、選手B、Cが最終日に屋外でvapeを所持していることには気づいていながら何も指摘をしなかったことなど、代表選手としての自覚が欠けていた。

(2) については、選手Eは、帰国後に選手Bが、動画を撮影した選手と電話で話した際に傍らにいた。そして本人は、動画を撮影した選手の求めに応じて選手Bと電話を代わり、撮影されたものは大麻でないと伝えたのみであり、「『何も知らない』と回答するよ

うに懲慥などしていない」と協会の事実認定を否定している。しかし、受けた側（通話先の選手）がそのように受け止めている以上、このように解されることはやむを得ない。

加えて、部の初期の聞き取りでは情報を完全に開示しておらず、部の公正さや信頼を損ねることにもつながった。

これらを総合的に勘案して、部として「厳重注意」とする。部として10月2日、本人に正式に通知した。

今後の対応方針)

部として本日以降、活動再開を認める（本人は7月3日に活動停止となり、毛髪検査が陰性と判明した8月14日から活動を再開したが、8月30日の日本協会発表後、再び活動停止となっていた）。今後、日本協会の面談を経て、試合への出場を認める。

4. 今後について

本件に関しては、部として、コンプライアンスの遵守といかなる困難な状況であっても正直かつ誠実に向き合っていくことの大切さを共有できていなかったことが明らかになりました。その指導・教育が十分行き届いていなかったことを深く反省しております。この反省のうえに、指導者はもちろん、全部員が改めて我が事としてとらえ、議論を深めてまいります。

5. 発表資料（8月30日）の訂正

8月30日の報道説明会で配布した資料において、「1.経緯」で「vapeを使用した者がいました（選手B、C）」と記しましたが、前述の通り、選手Aも使用していたことが後日、判明しましたので、「（選手A、B、C）」と訂正いたします。

以上